

令和元年 11 月 15 日

尼崎市環境審議会

参考

尼崎市環境審議会条例

平成 6 年 7 月 12 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、尼崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 環境の保全に関する事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表者
- (4) 産業界の代表者
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 7 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員(臨時委員を含む。次条及び第10条第3項において同じ。)で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第5条第2項、第6条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(尼崎市公害対策審議会条例の廃止)

2 尼崎市公害対策審議会条例(昭和47年尼崎市条例第27号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(尼崎市民の環境をまもる条例の一部改正)

4 尼崎市民の環境をまもる条例(昭和48年尼崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)